2　事務日程表

月　日 (曜)	期日前	告示前	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令
あらかじめ又は必要に応じ			1　県議会議員選挙を統一地方選挙で行うことの決定 2　選挙執行全体計画の策定 3　選挙啓発宣伝計画の策定 4　選挙事務分担編成及び事務委嘱の内定 5　選挙関係諸会議の計画策定 6　投票用紙の発注(点字表記を含む)及び配布計画の策定 7　諸用紙の作成及び配布計画の策定 8　選挙長及び同職務代理者の選任内定 9　選挙長の職務を行う場所の内定 10　選挙会開催場所、日時の内定 11　開票事務と選挙会事務の合同の選挙区の内定 12　ポスター掲示場の区画数の内定 13　選挙公報の様式決定及び発行計画策定 14　選挙公報の新聞折込等の届出受理 15　選挙のお知らせ(点字版)の発行計画策定 16　選挙のお知らせ(音声版)の発行計画策定 17　同時選挙における投票及び開票の順序の内定 18　啓発資材の配布計画の策定 19　ポスター掲示場の減少協議 20　不在者投票のできる施設の指定・告示 21　個人演説会等施設指定等報告の受理及び告示 22　投票所開閉時刻の変更届出受理 23　開票開始及び終了予定時刻等の取りまとめ 24　投開票速報体制の協議及び計画策定 25　諸用紙及び候補者交付物件等の発注・調製 26　選挙公営に関し関係団体への協力依頼	特法 1 法 6 法 273 法 75、令 80 規 7 法 77、78 法 79 規 63 公報条 5 規 65 の 2 ポ条 2、規 29 令 55 法 161、規 55 法 40	1　選挙執行全体計画策定 2　選挙啓発宣伝計画策定 3　選挙事務分担編成及び事務委嘱の内定 4　(期日前)投票管理者・同職務代理者及び職務管掌者の選任内定 5　開票管理者・同職務代理者及び職務管掌者の選任内定(開票事務と選挙会事務との合同の選挙区を除く。) 6　(期日前)投票立会人選任の内定 7　投票区増減の告示 8　(期日前)投票所・開票所の内定 9　投票所入場券等の調製 10　選挙公報配布計画の策定 11　選挙公報の新聞折込等の届出 12　ポスター掲示場設置場所の内定及び減少協議及び告示 13　ポスター掲示板の発注 14　不在者投票のできる施設の指定の協議 15　不在者投票管理者説明会の開催 16　郵便等投票証明書の交付(更新) 17　個人演説会等公営施設の指定及び報告 18　個人演説会等公営施設使用の納付額の承認・告示 19　個人演説会等施設の使用予定表を施設管理者より受領 20　投票所開閉時刻の変更届出 21　選挙時登録の準備 22　登録移替え延期の場合の決定・告示 23　投開票速報体制の協議及び計画策定 24　開票の日時の内定(開票事務と選挙会事務との合同の選挙区を除く。) 25　不在者投票用紙等事前請求者への郵便等による送付開始日の決定 26　特例郵便等投票の料金受取人払郵便物の表示手続き 27　指定投票区の指定等の告示及び県委員会への通知 28　ポスター掲示場設置場所表示図等作成	法 6 法 273 法 37、令 24 法 61、令 67 法 38 法 17 法 39、63 令 31 公報条 5 規 65 の 2 法 144 の 2 ポ条 2、規 29 令 55 令 59 の 3 法 161、規 55 令 121 令 118 法 40 法 23 令 17 法 64 令 53 令 59 の 4 法 37、令 26
10.29 (土)	162	153	1　候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止(～4/9)	法 143		
12. 2 (金)	128	119	1　ポスター掲示場の区画数の決定・通知	規 24		
12.22 (木)	108	99	1　事務担当者会議（県民局等）		1　事務担当者会議（県民局等）	
1. 9 (月)	90	81	1　候補者等の当該後援団体に対する寄附等の禁止(～4/9)	特法 6 法 199 の 2 法 199 の 5		
1.12 (木)	87	78	1　定例委員会			
1.23 (月)	76	67	1　選挙長関係諸用紙作成期限 2　候補者関係諸用紙納品期限 3　政党等関係諸用紙作成期限			
1.24 (火)	75	66	1　委員長・書記長会議 (投開票速報事務説明を含む) (13:30～　オンライン) 2　選挙長会議 (15:10～　オンライン)		1　委員長・書記長会議 (投開票速報事務説明を含む) (13:30～　オンライン) ②　選挙長会議出席 (15:10～　オンライン)	
1.25 (水)	74	65	1　定例委員会			
2. 6 (月)	62	53	1　立候補予定者説明会配付資料発送(姫路会場分)		1　立候補予定者説明会配付資料受領(姫路市受領)	
2. 8 (水)	60	51	1　立候補予定者説明会 (13:30～ 県民会館けんみんﾎｰﾙ) 2　政治活動等に関する説明会 (16:10～ 県民会館けんみんﾎｰﾙ)		1　立候補予定者説明会 (13:30～ 県民会館けんみんﾎｰﾙ) 2　政治活動等に関する説明会 (16:10～ 県民会館けんみんﾎｰﾙ)	

月 日 (曜)	期日前	告示前	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令
2.10 (金)	58	49	1　立候補予定者説明会 (13:30～　姫路市役所大会議室)		1　立候補予定者説明会出席 (13:30～　姫路市役所大会議室)	
2.13 (月)	55	46	1　定例委員会			
2.17 (金)	51	42	1　候補者交付物件納品期限			
2.22 (水)	46	37	1　投票関係諸用紙・諸封筒納品期限 2　開票関係諸用紙納品期限			
2.24 (金)	44	35	1　候補者交付物件の点検(～3/3)			
2.27 (月)	41	32	1　不在者投票管理者のしおり発送		1　不在者投票管理者のしおりの受領	
2.28 (火)	40	31	1　定例委員会			
3. 1 (水)	39	30	1　確認団体交付物件納品期限		1　ポスター掲示場設置場所表示図等の提出期限(関係市町)	
3. 2 (木)	38	29	1　投票用紙の搬送 2　投票関係諸用紙・諸封筒発送 3　開票関係諸用紙発送		1　投票用紙の受領 2　投票関係諸用紙・諸封筒の受領 3　開票関係諸用紙の受領	
3. 3 (金)	37	28	1　確認団体交付物件の点検			
3. 6 (月)	34	25	1　啓発物件(第1次)発送		1　啓発物件(第1次)受領	
3. 8 (水)	32	23	1　定例委員会			
3. 9 (木)	31	22			①　立候補届出等予備審査 ②　ポスター掲示場設置場所の表示図等の交付 ③　選挙公報原稿予備審査 ④　予備審査を受けた者を県委員会へ報告	令111の2
3.10 (金)	30	21				
3.13 (月)	27	18	1　確認団体予備審査			
3.17 (金)	23	14	1　候補者交付物件発送 2　啓発物件(第2次)発送		①　候補者交付物件受領 2　啓発物件(第2次)受領	
3.20 (月)	20	11	1　定例委員会		①　候補者交付物件の点検	
3.28 (火)	12	3	1　立候補届受付速報リハーサル			
3.29 (水)	11	2			1　選挙人名簿登録予定者数の報告	
3.30 (木)	10	1	1　選挙人名簿登録者数のとりまとめ 2　選挙運動に関する支出金額の制限額の決定 3　選挙執行準備完了 4　シンボル旗掲揚式		1　選挙人名簿登録基準日・登録日 2　選挙人名簿登録者数の報告 3　不在者投票用紙等事前請求者に対する郵便による発送開始(市町委員会の定めた日から) 4　ポスター掲示場設置完了 5　選挙執行準備完了	特令1 特令1 令22 令53、59の4

月 日 (曜)	期日前	告示後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令
3.31 (金)	9	0	【告示日】 1　選挙期日の告示 2　選挙長及び同職務代理者の選任・告示 3　選挙長の職務を行う場所の告示 4　選挙会の日時及び場所の告示 5　開票事務と選挙会事務との合同の告示 6　神戸市議会議員選挙との同時選挙執行に伴う投開票の順序の告示 7　選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 8　選挙人名簿登録者数の 50 分の１の数等の告示 9　選挙長から候補者氏名等の報告受理 10　確認団体からの各種届出受理・交付事務 （1）確認団体の確認申請の受理及び確認書の交付 （2）確認団体の政治活動用自動車の表示証の交付 （3）確認団体の頒布するビラの届出受理 （4）政談演説会開催届出の受理及び政談演説会告知用立札看板の類の証の交付 （5）確認団体の政治活動用ﾎﾟｽﾀｰ証紙の交付 （6）確認団体の機関紙誌の届出受理開始 11　確認団体名等を市区町選管に通知 12　違反文書図画の撤去命令及び通報 13　違反設置選挙事務所の閉鎖命令及び報告書の受理 14　選挙啓発宣伝の開始 15　選考公報掲載(修正・撤回)申請期限 16　選挙公報掲載の順序を定めるくじの執行(18:00　県選管委員会室) 17　選挙公報製版 18　立候補届出状況を総務省へ報告 19　特設ホームページ公開	特法 2 法 75 令 80、81 規 7 法 78 法 79 法 122 法 196 自治法 74 等 法 86 の 4 法 201 の 8 規 79 法 201 の 11 規 81 法 201 の 8 規 90 法 201 の 11 規 80、86 法 201 の 11 規 82、83 法 201 の 15 規 88 法 147、201 の 11 規 18、87 法 134、規 17 法 6 公報条 3 規 58、61 規 62	【告示日】 1　(期日前)投票管理者及び同職務代理者の選任・告示 2　開票管理者及び同職務代理者の選任・告示(開票事務と選挙会事務を合同して行う選挙区を除く) 3　期日前投票所の設置場所等の告示 4　(期日前)投票所の開閉時刻の変更告示及び(期日前)投票管理者への通知 5　開票の日時及び場所の告示(開票事務と選挙会事務を合同して行う選挙区を除く。以下開票立会人の項について同じ) 6　開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の告示 7　ポスター掲示場設置場所の告示 8　選挙人名簿登録者数の 50 分の１の数等の告示 9　(期日前)投票立会人の選任及び本人、(期日前)投票管理者への通知 10　候補者氏名等の通知受理及び投・開票管理者への通知 11　開票立会人の届出受理開始 12　選挙事務所設置(異動)届出受理開始 13　個人演説会等(公営施設使用)開催申出の受付並びに開催の可否について通知 14　個人演説会等(公営施設使用)開催手続の細目決定 15　違反文書図画の撤去命令及び通報 16　違反設置選挙事務所の閉鎖命令 17　選挙啓発宣伝の開始 18　投票所入場券の交付開始 19　確認団体名等の通知受理 20　選挙時登録異議申出受付期日 21　無投票の場合の通知受理及び投票管理者への通知 22　氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの執行（18:00) 23　期日前投票所等における氏名等の掲示準備完了 24　ポスター掲示場の巡回 25　期日前投票所及び不在者投票記載場所の準備完了	法 37、48 の 2 令 24、25 法 61 令 67、68 法 41、48 の 2 法 40、48 の 2 法 64 法 62 法 144 の 2 自治法 74 等 法 38、48 の 2 令 27、49 の 7 令 92 法 62、令 69 法 130 令 108、規 16 法 163 令 112～117 規 57 令 125 法 147、201 の 11 法 134 法 6 令 31 特令 1 法 23、24 法 100 令 49 法 175 規 69 法 175

月 日 (曜)	期日前	告示後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令
3.31 (金)	9	0	○選挙長の担任事務 ① 立候補氏名等の告示 ② 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ③ 無投票の場合の告示	 法 86 の 4 法 76(62) 法 100	○選挙長の担任事務 ① 立候補届出受理 ② 候補者に諸物件の交付 (1)選挙運動用自動車(船舶)の表示 (2)選挙運動用拡声機の表示 (3)街頭演説用標旗 (4)選挙運動員用腕章 (乗車・船舶及び街頭演説) ③ 候補者からの申請・届出の受理開始及び確認書の交付 (1)選挙事務所設置(異動)届出 (2)出納責任者選任(異動)届出 (3)事務員等の届出 (4)選挙公報掲載(修正・撤回)申請 (5)選挙運動用自動車の使用の契約届 (6)自動車燃料代確認申請 (7)自動車燃料代確認書交付 (8)ポスター作成契約届 (9)ポスター作成枚数確認申請 (10)ポスター作成枚数確認書交付 ④ 立候補氏名等の県委員会への報告 ⑤ 立候補氏名等の市区町選管並びに候補者住所地市区町長及び選管への通知 ⑥ 諸証明書の交付 ・通称使用認定書 ・候補者用通常葉書使用証明書 ・選挙運動用通常葉書差出票 ・新聞広告掲載証明書 ⑦ 選挙立会人の届出受理開始 ⑧ 無投票の場合の県委員会及び投票管理者への通知 ⑨ 立候補者の被選挙権の有無の照会 26 立候補者の被選挙権の有無の回答	 法 86 の 4 法 141 法 141 法 164 の 5 法 141 の 2 法 164 の 7 法 130 令 108、規 16 法 180、182 法 197 の 2 令 129 公報条 3 規 58、61 公営条 3 規 20 規 21 規 21 公営条 12 規 20 規 21 規 21 法 86 の 4 令 92 令 89(88) 郵規 2 郵規 8 規 32 法 76(62) 法 100
4. 1 (土)	8	1	1 選挙公報印刷 (立会校閲) 2 選挙公報市町委員会宛発送 3 選挙公報ホームページ掲載 4 違反文書図画の撤去命令及び通報 5 啓発物件(第 3 次)発送	 法 201 の 14	1 選挙公報受領開始 2 期日前投票及び不在者投票開始 3 違反文書図画の撤去命令及び通報 4 期日前投票所等における氏名等の掲示 5 期日前投票所投票録の作成(～4/8) 6 啓発物件(第 3 次)受領	 法 48 の 2 令 4 章の 3 法 49 、令 5 章 法 201 の 14 法 175 令 49 の 9
4. 2 (日)	7	2	1 選挙公報印刷 (立会校閲) 2 選挙公報市町委員会宛発送		1 個人演説会(公営施設使用)開始 2 選挙公報受領	法 163
4. 3 (月)	6	3	1 期日前投票状況報告(第 1 回)とりまとめ及び記者発表 2 選挙公報印刷完了 3 選挙公報市町委員会宛発送		1 期日前投票状況報告(第 1 回) 2 選挙公報受領	
4. 4 (火)	5	4	1 選挙のお知らせ(点字版)納品期限・発送 2 選挙のお知らせ(音声版)納品期限・発送		1 投票所の告示期限 2 選挙のお知らせ(点字版)受領 3 選挙のお知らせ(音声版)受領	
4. 5 (水)	4	5	1 期日前投票状況報告(第 2 回)とりまとめ及び記者発表 2 投開票速報リハーサル 3 点字氏名掲示納品期限・発送 4 自動車啓発出発式・自動車による啓発開始		1 期日前投票状況報告(第 2 回) 2 投開票速報リハーサル 3 郵便等不在者投票請求及び特例郵便等投票請求受理期限 4 点字氏名掲示受領	 令 59 の 4 特郵投法 3

月 日 (曜)	期日前	告示後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令
4. 6 (木)	3	6	1　自動車啓発		1　開票立会人届出期限 2　開票立会人を定めるくじの執行 3　開票立会人が３人に達しない場合の選任及び通知 4　開票立会人氏名等を開票管理者に通知 5　投票立会人の選任通知期限 6　投票立会人氏名等を投票管理者に通知 ○選挙長の担任事務 ①　選挙立会人届出期限 ②　選挙立会人が 10 人をこえる場合及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが３人以上ある場合のくじの執行 ③　選挙立会人が３人に達しない場合の選任及び通知 ④　補充立候補届出期限	法 62 、令 69 法 62 法 62 令 70 の２ 法 38 令 27 法 76(62) 令 82(69) 法 76(62) 法 76(62) 法 86 の４
4. 7 (金)	2	7	1　選挙公報配布完了の確認 2　街頭啓発 3　自動車啓発	公報条 5 規 65	1　選挙公報配布期限 2　自動車による啓発開始(地方書記長)	公報条 5 規 65
4. 8 (土)	1	8	1　選挙運動最終日 2　期日前投票状況報告(第３回)とりまとめ及び記者発表 3　投票所の入口から 300m 未満の区域内にある選挙事務所の閉鎖命令準備 4　開票所ＦＡＸ送信テスト 5　当日有権者数 前日値の報告 6　投・開票速報準備完了 7　自動車啓発	法 129 法 132 、134	1　選挙運動最終日 2　期日前投票状況報告(第３回) 3　期日前投票及び不在者投票最終日 4　選挙人名簿(抄本)を投票管理者に送付(投票開始時刻まで) 5　投票所準備完了 6　投票所内の氏名掲示準備完了 7　開票所ＦＡＸテスト 8　当日有権者数 前日値の報告 9　投・開票速報準備完了 10　投票所の入口から 300m 未満の区域内にある選挙事務所の閉鎖命令の準備 11　開票立会人が３人に達しなくなった場合の選任及び通知	法 129 法48 の2、 49 令 28 法 175 法 132 、134 法 62

月 日 (曜)	期日後	告示後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令
4. 9 (日)	0	9	【投・開票日】 1 期日前投票結果報告とりまとめ及び記者発表 2 速報本部の設置 3 投・開票速報の受信・集計・発表 4 自動車啓発		【投・開票日】 1 期日前投票結果報告 2 不在者投票を投票管理者へ送致 3 期日前投票箱等を開票管理者へ送致 4 投票状況及び結果を速報本部へ報告 5 開票状況及び結果を速報本部へ報告 6 開票関係書類の受領 7 啓発 【投　票】 △1 投票立会人が2人に達しなくなった場合の選任及び通知 △2 選挙人名簿との対照・投票用紙の交付 △3 不在者投票調書の作成 △4 投票録の作成 △5 投票箱・投票録・選挙人名簿を開票管理者へ送致 △6 投票に関する書類の保存 【開　票】 △1 開票立会人が3人に達しなくなった場合の選任及び通知 △2 仮投票等の受理・不受理の決定 △3 投票の効力の決定 △4 得票数の朗読 △5 開票録の作成 6 投票、投票録及び開票録の保存 7 選挙人名簿・投票・開票に関する書類の保存 【選挙会(一部10日に実施)】 ① 選挙会の開催 ② 選挙立会人が3人に達しなくなった場合の選任通知 ③ 当選人の決定及び県委員会への報告 ④ 選挙録の作成 ⑤ 選挙会関係書類を県委員会へ送付 ⑥ 当選の告知 ⑦ 当選証書の付与	1: — 2: 令60 3: 法48の2 (55) 6: 令76 【投票】 △1: 法38 △2: 法44、45 令35 △3: 令61 △4: 法54 △5: 法55 △6: 令45 【開票】 △1: 法62 △2: 法66、令71 △3: 法67 △4: 令73 △5: 法70 6: 法71 7: 令23、45、77 【選挙会】 ①: 法77、80 ②: 法76(62) ③: 法95、101の3 ④: 法83 ⑤: 令85 ⑥: 法95、101の3 ⑦: 法105
4.10 (月)	1	10			△1 投票点検結果報告の提出 2 ポスター掲示場の撤去 3 啓発用文書図画の撤去 ○選挙長の担任事務 ① 投票点検結果報告の受理	法66 法66
4.12 (水)	3	12	1 定例委員会			
4.24 (月)	15	24	1 選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回目) 2 選挙の効力に関する異議申出提起期限 3 当選の効力に関する異議申出提起期限	法189 法202 法206	1 選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回目)(地方書記長のみ)	法189
4.26 (水)	17	26	1 定例委員会			
選挙及び当選の効力確定後			1 供託物返還開始 2 残余投票用紙等処分の通知	令93	1 供託物返還開始(地方書記長のみ) 2 残余投票用紙等の焼却処分開始及び県委員会への報告	

（注）○印：選挙長（選挙長担当の市区町選管及び地方書記長）の職務
△印：投票管理者、開票管理者の職務
下線：地方書記長も関係する職務

※　根拠法令略語

法	：公職選挙法
令	：公職選挙法施行令
規則	：公職選挙法施行規則
規	：公職選挙執行規程
特法	：地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
特令	：地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
特郵投法	：特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律
自治法	：地方自治法
ポ条	：兵庫県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
公報条	：兵庫県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例
公営条	：兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
郵規	：公職選挙郵便規則